四日市市告示第３１号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第１５条の規定に基づき四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者を次のように定める。

令和６年２月１日

四日市市長　　森　　智　広

１　指定日　　令和６年２月１日

２　公の施設名　四日市市母子・父子福祉センター

３　指定管理者の名称及び所在地

(1)　名　称　社会福祉法人四日市市社会福祉協議会

(2)　所在地　四日市市諏訪町２番２号

４　指定期間　　令和６年４月１日　から　令和１１年３月３１日

（こども未来部こども家庭課）